再接種（定期外予防接種）の流れ

保護者

①接種を受ける前に
市へ電話で連絡後、申請する

袋井保健センター(袋井市久能2515-1)
担当：健康づくり課予防接種係
電話：０５３８-４２-７４１０

持ち物

(1)袋井市定期外予防接種に関する理由書
（医師による理由が記入されたもの）
(2)母子健康手帳

袋井市（健康づくり課 予防接種係）

②申請受付、決定の審査
袋井市定期外予防接種に関する理由書にもとづき、接種の可否について審査する。

④決定後、市から保護者あてに接種に必要な書類を郵送する
（「袋井市定期外予防接種依頼書」、「袋井市定期外予防接種予診票」、「袋井市定期外予防接種請求書」を郵送）

⑤依頼書、予診票、請求書が届く

③決定した場合は、医療機関と袋井市とで定期外予防接種の実施に関する契約を締結する

⑦費用の請求

⑧費用の支払

医療機関（市が契約を締結した医療機関に限る）

⑥再接種（予防接種）を受ける

予　約

予約制の医療機関があります。

接　種

委託契約を締結した医療機関で再接種を受けます。

持ち物

・袋井市定期外予防接種依頼書
・袋井市定期外予防接種予診票
・袋井市定期外予防接種請求書
・母子健康手帳

費　用

この予防接種にかかる費用の被接種者負担は、ありません。
（窓口での請求は、ありません。）

＜注意していただきたいこと＞
●再接種を受ける前に、医療機関に提出していただく書類を作成するために、事前に申請が必要です。
●そのほか、お問い合わせがある場合は、担当へご連絡ください。

担当：袋井市健康づくり課 予防接種係
電話：0538-42-7410